

日本産梨花芽穂木の台湾への輸出にかかる 出荷産地の変動と産地組織の取り組み

佐 藤 敦 信

Impact of Changes in Production Area on Exports
of Pear Tree Cuttings and Organizational Efforts in Japan

Atsunobu SATO

要 約

農林水産分野ではこれまで外需への対応の 1 つとして日本産品の輸出が各産地で取り組まれてきた。本稿では、台湾向け梨花芽穂木の輸出について新潟県の取り組みを事例に、そこに内在する課題を整理した。福島第一原子力発電所事故の発生により、台湾向け梨花芽穂木の輸出では、出荷量で大きなシェアを占めていた産地の中で、輸出の継続が困難になる産地が生まれるといった変動があった。新潟県は同事故の発生後も輸出を継続しており、同県の取り組みが輸出全体に与える影響は大きくなったと推測される。そうした状況下で、JA 全農にいがたは台湾への需要が特に大きい新興を中心とした輸出を維持するため、県内梨生産者に対して出荷するよう促す一方で、台湾に対しても現状の把握のためのコミュニケーションを継続している。

キーワード：梨花芽穂木、生産財、輸出、台湾、福島第一原子力発電所事故

1. はじめに

日本産農林水産物・食品の輸出とそれによる外需獲得が叫ばれ始めて久しい。日本の農政は守りから攻めへと方針を転換させ、農産物の輸出は攻めの農政の主軸とされてきた。輸出拡大に対する機運が全国的に高まった結果、攻めの農政への転換以降、輸出額は増加傾向を示し、2018年の輸出額は9,068億円になっている。この背景には、将来予想される日本のさらなる人口減少とそれに伴う国内市場の縮小の可能性という国内的要因と、海外の一部地域での所得向上やFBI戦略に代表される日本食の世界規模での普及という国際的要因がある。消費財の輸出をみると、米国のみならず、中国、香港、台湾といった東アジア地域の市場も比較的近距離であることや高所得者層の需要が一定程度見込めることからこれまで輸出先として注目されてきた。農業生産法人や農協といった一次産品の輸出に着手している一部の輸出主体にとって、主たる出荷先は国内市場であることに変わりはないが、今後、上記地域を中心とした輸出はさらに重要になろう⁽¹⁾。

ただし、これまで日本から輸出されてきたのは最終消費財だけではない。輸出先地域での農業生産に資する生産財も輸出されている。言うまでもなく、こうした生産財は最終消費財とは直接その財を欲する実需者が異なり、輸出先での消費実態だけではなく、気候条件も含めた生産状況にも大きく関わる。そのため、輸出品目は限定され、最終消費財とは別個に輸出にかかる課題を検討する必要がある。例えば、生産財としては野菜の種子などが輸出されてはいるものの、一部の種苗企業は外需獲得のために輸出のみならず大きな市場の獲得が見込める諸外国・地域において現地法人を設立し、現地の契約農家で品種改良をした種子の適合性について試験する場合もある。それは、現地に拠点を構築することで、品種改良をした種子などの試験をする上で必要になる契約農家との関係構築や、現地の土壌や気候といった環境条件に適合した生産性の高い品種への改良に関する情報のフィードバックがしやすくなるからである。しかし、こうした日本産品の輸出と現地生産の併存、または前者から後者へのシフトとは異なる論理で供給される品目もある。つまり、現地生産では十分な需要を満たせないため輸出を継続する必要がある品目で、梨花芽穂木もその1つである。

一次産品の輸出を継続する場合、グローバル経済の進展に伴う輸出先市場での多国間競争のみならず日本国内での産地間競争も検討していく必要があるだろう。というのも、これまで外需の取り込みを図るため、日本の各輸出主体または産地において品目別、輸出先地域別にみた輸出戦略の多角化が進展してきたが⁽²⁾、複数産地で同一品目を同一地域へ輸出するという状況もみられてきたからである。

さらに、2011年に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故と表記）による輸出先地域での規制措置の影響もあり、それぞれの輸出先地域で輸出が許可される産地が異なっている。これまで各輸出先との交渉で規制措置が解除または緩和された

ケースはあるものの、2019年時点で変化がない輸出先も少なくない。こうした状況下では、輸出産品の産地再編と新たな産地間競争が生まれていることも考えられる。そこで、本稿では輸出品目の中でも梨花芽穂木に注目し、新たな産地間競争の中での産地組織が抱える課題について考察する。生産財としての梨花芽穂木は、これまで主として台湾に輸出されてきたが、2011年以降、出荷産地は大きく変動している。こうした農業分野における生産財の輸出の在り方に関する研究成果はりんごや梨といった最終消費財に焦点を当てた研究と比較すると少ない⁽³⁾。特に梨花芽穂木に注目した成果としては、古関（2012）や佐藤（2013）がある。古関（2012）は、梨花芽穂木の輸出先である台湾で同品目の輸入が始まった経緯と実需者である台湾の梨生産者の梨花芽穂木を使った生産状況を明らかにしている。佐藤（2013）では、日本国内産地での梨花芽穂木の輸出に伴う取り組みとその課題について植物検疫の側面から考察している。しかし、これらの成果は、2011年以前の実態に基づくものであり、同年以降の産地再編などでの影響については未だ検証されていない。上述したように、2011年以降、日本での産地間競争は大きく変動しており、この現状を把握することは、今後の輸出継続を図る上では不可欠になる。

以下では次の構成で課題に接近する。まず2において日本産梨花芽穂木が輸出される背景について台湾の生産状況を中心に整理する。3では日本国内産地が原発事故を経てどのように変容したのかについて明らかにし、4では3の内容に基づき梨花芽穂木の輸出の意義と課題について言及し、5で今後の展望と残された課題を示したい。なお、本稿では事例として新潟県の取り組みに焦点を当てるが、その内容については2019年2月に実施したJA全農にいがたへのヒアリング調査に基づく。

2. 梨花芽穂木が輸出される背景

2.1. 梨花芽穂木の概要

本稿で焦点を当てる梨花芽穂木とは、花芽を持った梨の枝木である。言うまでもなく、梨には二十世紀、新興、新高、幸水、豊水といった品種があり、出荷時期や糖度が異なる。生産者にとっては、消費者の需要に即した品種の生産を推進していく必要がある。通常、どの品種が結実するのは台木の品種で決まる。しかし、果実の場合、枝を切断し切断箇所新たに別の品種の枝木を接合させることで、台木とは異なる品種で結実させ、なおかつ育種にかかる時間を短縮させることができる。ただし日本国内市場を見た場合、花芽穂木が商材となることはほとんどない。それは、品種の保存や他産地への移植といったように用途が限られるからである。果実の生産過程で剪定作業は必要になるため枝木はどうしても発生するものであるが、日本国内では実需者が少ないのである。そのため、外需を視野に入れない場合は、各生産者で廃棄物として処分されることになる。そのような状況下で、梨については花芽穂木が台湾へ輸出されている。

梨生産者が花芽穂木を輸出する場合、花芽穂木の枝部分の長さや1本当たりの花芽数が規定に

より決められている。例えば、後述するように新潟県も梨花芽穂木を輸出しているが、JA 全農にいがたの資料によると、輸出される梨花芽穂木は、新興、豊水、幸水で、穂木の長さが 20 cm 以上、55 cm 以下のもの⁽⁴⁾、芽の数が頂芽を含み 4 個以上または頂芽を含まず腋芽 3 個以上のものというように規定されている。

2.2. 輸出先における需要

日本産梨花芽穂木の輸出先はほぼ台湾に限定されている。表 1 は 1990 年以降の日本産挿穂及び接ぎ穂の輸出货量と輸出額を示したものである⁽⁵⁾。輸出された挿穂及び接ぎ穂は数量、金額ともに 2010 年までは増加傾向にあり、その後、輸出総量は 600～800 万本、輸出総額は 2 億円前後で推移していることが分かる。そして、その中でも台湾向け輸出は、ほとんどの年で 95% 以上を占めている。このように挿穂及び接ぎ穂の輸出において台湾向け輸出が多くを占めているのは、台湾の梨生産者の需要と環境という特殊な条件の下で成立している輸出だからである。台湾の梨生産者において梨花芽穂木の需要が生まれたのは、台湾における品種別産地価格の差と域内の自然環境による要因があったためである。ここではそれぞれの要因について整理したい。行政院農業委員会「農産品生産量値統計」によると、台湾の梨生産量は、2010 年 17 万 4,857.8 t、2011 年

表 1 日本産挿穂及び接ぎ穂の輸出货量・金額の推移（単位：万本、億円）

年次	輸出総量		輸出総額	
		台湾向け輸出货量		台湾向け輸出額
1990	209.6	208.5 (99.5)	0.5	0.5 (98.6)
1995	450.1	444.6 (98.8)	0.8	0.8 (97.1)
2000	603.1	601.6 (99.8)	1.8	1.8 (99.7)
2005	745.4	745.2 (99.9)	2.1	2.1 (99.7)
2010	984.3	966.3 (98.2)	2.7	2.6 (96.4)
2011	712.6	693.9 (97.4)	1.9	1.8 (94.2)
2012	815.9	815.9 (100.0)	2.3	2.3 (100.0)
2013	838.2	816.5 (97.4)	2.6	2.3 (97.4)
2014	701.4	689.1 (98.2)	2.1	1.9 (98.2)
2015	817.0	784.1 (96.0)	2.3	2.1 (96.0)
2016	676.5	661.0 (97.7)	1.9	1.7 (97.7)
2017	657.5	633.2 (96.3)	1.8	1.6 (96.3)
2018	751.9	732.3 (97.4)	2.4	2.2 (94.7)

註 1：括弧内の数値は、輸出総量（金額）に占める台湾向け輸出货量（金額）の比率である。

註 2：数値については、輸出货量・金額ともに小数第 2 位で四捨五入した。

註 3：表中の数値は、「貿易統計」の統計品目表における「その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのご菌糸 ー根を有しない挿穂及び接ぎ穂（0602.10-000）」のものである

資料：財務省「貿易統計」より作成。（2019 年 10 月 10 日参照）

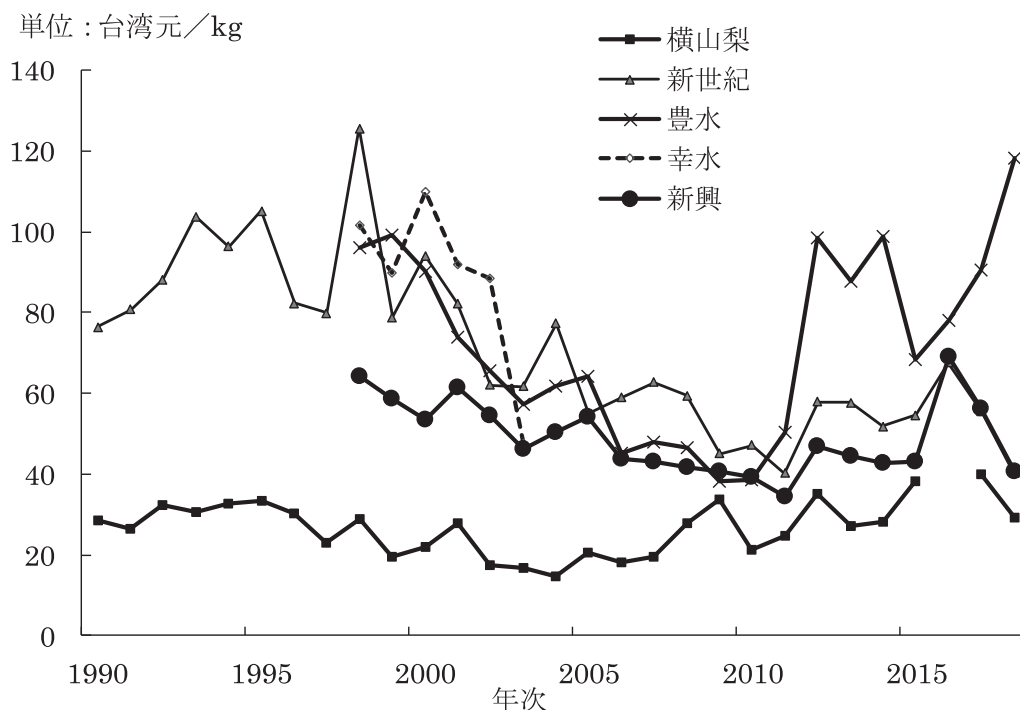


図1 台湾における品種別梨平均産地価格の推移

資料：行政院農業委員会農糧署「農産品価格查詢系統 (<http://apis.afa.gov.tw/pagepub/AppMainGuest.aspx>)」より作成。(2019年10月21日参照)

15万0,012.9t、2012年13万7,911.4tと減少していたが、その後は増減を繰り返し2018年は11万8,648.8tとなっている。台湾における主な梨産地は台中市と苗栗県であり、2018年の生産量を市県別にみると、台中市が7万8,214.5t(台湾総生産量の65.9%)、苗栗県が3万3,073.5t(同27.9%)というように両地域とも大きなシェアを占めている。こうした産地では、横山梨、新興、新世紀、豊水、幸水といった品種の梨が生産されているが、品種により産地価格が異なっている。図1は品種別梨平均産地価格の推移を表したものである。統計の制約により抽出できない品目と年があるが、この図から横山梨は他の品種よりも低い価格で推移していることが分かる⁽⁶⁾。

横山梨は赤梨系の台湾在来種である。花芽には年間での一定の寒暖差が必要であるが、横山梨の生産には寒暖差は他品種ほど求められない。こうした特徴から台湾では、新興、新世紀、幸水などが1,500m以上の高冷地で栽培され、横山梨は低暖地で栽培されている。その一方で、横山梨は高冷地で生産される品種より栽培面積は大きい、形、糖度、含水率の点で劣るので安価になっているという特徴ももつ⁽⁷⁾。そのため、横山梨を生産してきた生産者にとっては、こうした横山梨と他品種との価格差は経営面での大きな課題となり、農業生産による収益増加を図るためには、品種を転換することも考えられる。そこで、横山梨の生産者を中心に、台湾において梨花

芽穂木の需要が生まれ、1986年に日本からの輸入が開始されたのである⁽⁸⁾。先述のように、梨花芽穂木は台木に接ぎ木することで、台木とは異なる品種の梨を結実させることができる。しかし、接ぎ木しても、次年度以降はその梨花芽穂木からは結実しないため、次年度は新しい梨花芽穂木を購入し接ぎ木しなければならない。こうしたことから横山梨の生産者を中心とする他品種の梨を生産したい者は、毎年、梨花芽穂木を調達する必要がある。台湾では横山梨よりも生産面積は小さいが、新興、新世紀、幸水といった品種が生産されている一方で、日本から輸入する場合、台湾域内での調達と比較すると高コストになり、さらには植物検疫などの非関税障壁の影響を受ける。それにもかかわらず日本からの輸入が継続されているのは、台湾で調達できる新興などの梨花芽穂木の数量では、需要を十分に満たすことができないからである。台湾で接ぎ木による梨生産が開始された当初は、日本産ではなく台湾域内から調達した梨花芽穂木を使用していた。(財)中央果実基金(1998)によると、接ぎ木による梨生産は、1975～76年に台中県の梨生産者が横山梨に新世紀を接ぎ木したことからはじまり、その経済効果が良好であったことから、接ぎ木による生産が台中県以外にも拡大したとのことである。これにより高冷地で生産されていた梨花芽穂木では需要量に追いつかなくなったのである。以上の背景から、台湾の梨生産者において継続した日本産梨花芽穂木の輸入に対する需要が生まれた。

2.3. 台湾における梨市場

梨花芽穂木は台湾における日本品種の梨の生産財と言え、梨花芽穂木の需要及び輸出の変動は台湾での梨の需要と密接に関わっている。台湾の梨市場をみると、前述のように台湾では自地域で梨を生産しているが、それだけではなく日本や韓国からも輸入している。梨花芽穂木を接ぎ木して結実させたものは、日本と同じ梨であることから、こうした輸入梨は、梨花芽穂木により生産された梨と競争関係にあるとも考えられる。そこで、次に台湾の梨市場の中で日本産をはじめとする輸入梨がどのような位置づけにあるのかについて整理したい。

台湾では、2002年のWTO加盟後に日本の梨輸出が拡大し、2018年では日本産農林水産物・食品全体からみても、香港、中国、米国に次ぐ第4位の輸出先となっていた⁽⁹⁾。日本産梨のみをみると2011年以前では、鳥取県、長野県、佐賀県、新潟県などが輸出していた。しかし、2011年に発生した東日本大震災と原発事故により、梨も含め日本産農林水産物・食品の輸出には、諸外国・地域で規制措置が講じられることになった。例えば、梨を台湾へ輸出する場合、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の産品は輸出が認められておらず、その他の産地の場合、①地方公共団体を含む政府、②商工会議所など政府が授権した機関、③公的機関に確認を受けた業者などのいずれかによる産地証明書が求められている。これらは原発事故発生前にはなかった要求であり、一部の国・地域で輸入規制の解除または緩和が発表されているものの、台湾の上記要求は同事故の発生後も継続されていることから、依然として輸入規制への対応は日本国内において不可欠になっている。しかし、原発事故の影響は大きく、輸出が許可されている産地と許可され

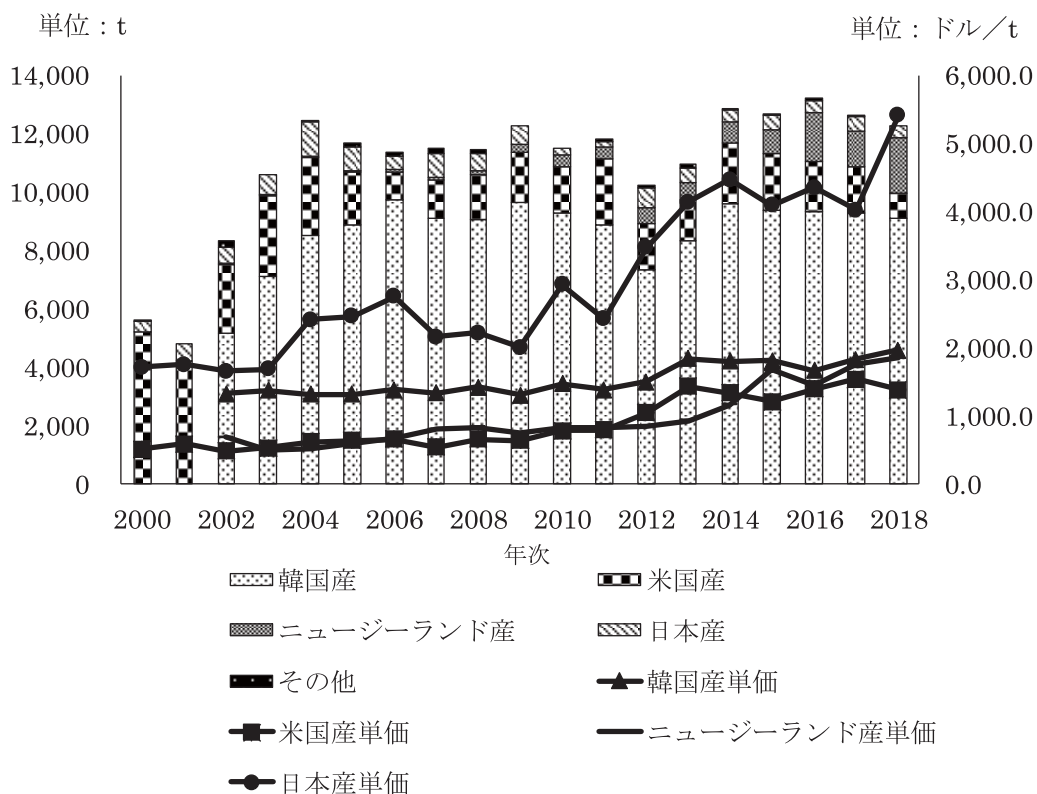


図2 台湾における梨の輸入量と単価

資料：行政院農業委員会「農業統計資料查詢 (<http://agrstat.coa.gov.tw/sdweb/public/trade/tradereport.aspx>)」より作成。(2019年10月21日参照)

ない産地に分かれ、前者であっても輸出する際には日本国内では上述の産地証明書が求められているほか、輸出先である台湾でも輸入検査を受けることになる。さらに、台湾はWTO加盟後に多国間競争が激化していると捉えられる。図2は台湾における梨の国別輸入量と単価の推移を表したものである。梨の輸入は2002年前後で輸入量、輸出国の構成が大きく変わっている。加盟以前はほとんどが米国産であったのに対し、加盟後は輸出が急増した韓国産が大きなシェアを占めるようになったのである。その中で、日本産に注目すると、他国産と比べて輸出単価が突出していることが分かる。2018年の主な輸出国の1t当たりの単価では、韓国産が1,963.9ドル/t、米国産が1,384.6ドル/t、ニュージーランド産が1,863.2ドル/tであるのに対し、日本産は5,408.7ドル/tと、他国産の2倍以上の価格で推移しているのである。この傾向は、原発事故前後を比べても大きく変化してはいない。2011年には輸出単価が前年の2,928.0ドル/tから2,424.0ドル/tへと低下しているものの、その後は2012年に3,468.4ドル/tとなり原発事故以前よりもさらに高くなっている。台湾における輸入梨市場は、数量ベースでみれば韓国産が74%を占め、日本産は大きなシェアを占めているとは言えないが、高価格で取引されていることが分

かる。佐藤（2013）では、2007年時点のものではあるが、台湾の高級百貨店や伝統市場などでの梨の販売状況が示されており、同成果より比較的多く高所得者層が利用すると推測される高級百貨店では日本産をはじめとする輸入梨と台湾産梨の双方を取り扱っていることが明らかにされている。以上から、日本産梨は他国産と比較すると高価格であるがゆえにその主な消費者は高所得者層であることが推測でき、日本産を扱う小売店も高級百貨店が主になると言える。ここだけを切り取ってみると、現在、日本が推し進めている日本産農林水産物・食品の輸出というのは、輸出先市場の中でも一部の市場を対象としていると捉えられる。しかし、梨の場合は本稿で焦点を当てる梨花芽穂木も輸出しているため、日本の梨産地の取り組みが台湾市場に与える影響は最終消費財である果実の供給だけではなくなる。

3. 原発事故発生後の日本産梨花芽穂木の輸出産地

3.1. 梨花芽穂木の産地構造

次に梨花芽穂木の輸出において日本国内産地はどのような構造になっているのかについて整理したい。現在、日本において梨花芽穂木の輸出に取り組んでいる産地は限られているが、本稿では新潟県の取り組みを事例とする。特に東日本大震災以降、日本国内産地は輸出にあたり輸出先国・地域が講じた規制措置により輸出に対する新たな取り組みの付加を余儀なくされてきた。その中で原発事故の発生以降でも新潟県は梨花芽穂木の輸出を継続しており、後述するように日本国内産地の中でも大きなシェアを占めていると推測されるからである。

梨花芽穂木も、輸出にあたっては日本と台湾双方において植物検疫検査を受ける必要がある。台湾の行政院農業委員会は1990年に梨花芽穂木に関する輸入検疫条件である「梨接ぎ穂輸入検疫作業辦法」を設け、梨花芽穂木の輸出産地に対し、この条件をクリアすることを要求している⁽¹⁰⁾。この辦法では、台湾の動植物防疫検疫局が、毎年、事前に輸出国の植物防疫検疫機関と合同で、輸出用梨花芽穂木の生産園地において、その園地が台湾の輸入検疫条件をクリアできているかどうかについて調査するとされている⁽¹¹⁾。そして、合格した生産園地は、日本において輸出用梨花芽穂木の採取園地台帳に登録される。さらに2006年には登録生産園地で採取された梨花芽穂木のみ輸出することが可能になった。これら登録生産園地は、毎年、台湾の動植物防疫検疫局と農林水産省の検査官による査察を受けることが義務付けられている。その際には、当年の梨花芽穂木について生産者に対するヒアリングと検査官の目視により検査されることになっている。図3は台湾向け梨花芽穂木の栽培地検査での合格本数の推移を県別に表したものである⁽¹²⁾。ここで注目すべきなのは、2011年前後で輸出における産地構造が大きく変容している点である。2010年以前をみると、福島県、新潟県、栃木県、鳥取県が主に輸出していることが推測でき、同年時点では福島県39.9%、新潟県24.8%、栃木県13.9%、鳥取県11.9%となっている。本稿で事例とする新潟県は合格本数が徐々に増加しているものの、最も大きなシェアを保持

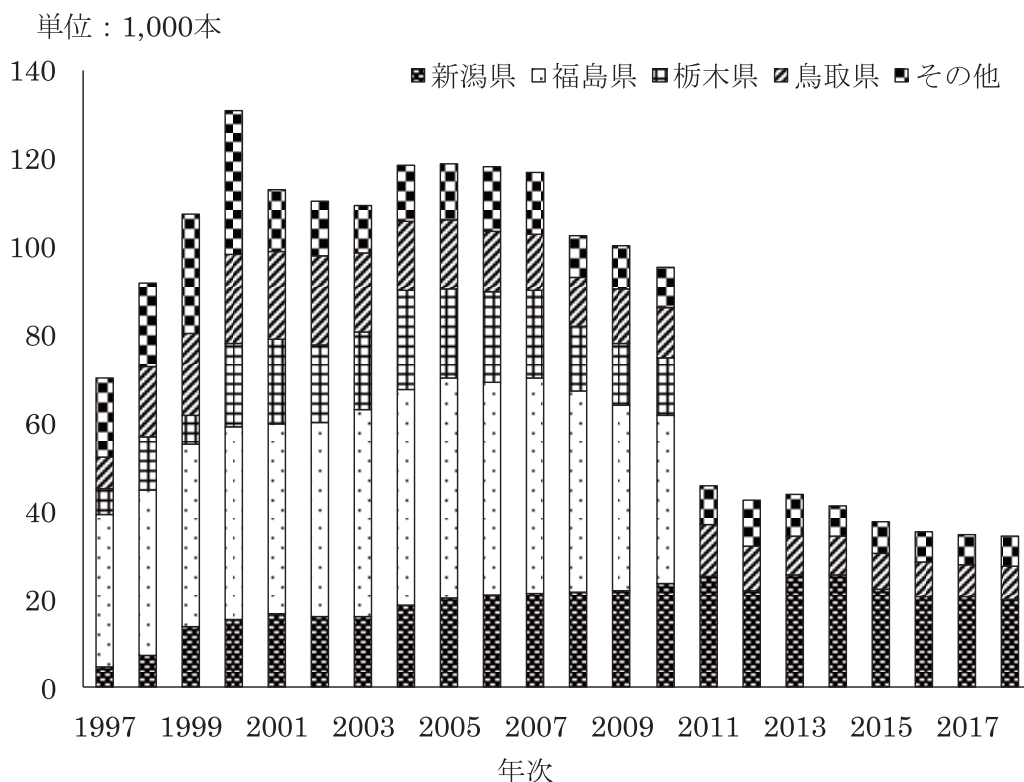


図3 台湾向け梨花芽穂木の栽培地検査での合格本数

資料：植物防疫所「植物検疫統計」各年版より作成。

しているのは福島県というのが2010年までの構造であった。ところが、2011年に原発事故が発生したことにより、主産地のうち福島県と栃木県の両県の梨花芽穂木の輸出は認められなくなった。日本の総合格本数が急減すると同時にそれまで第2位であった新潟県が第1位となり、2018年では新潟県が占めるシェアは58.4%になった。これにより、梨花芽穂木の輸出において新潟県の取り組みの重要性がさらに高まったと言える。

3.2. 梨花芽穂木の輸出に対する新潟県の取り組み

新潟県はこれまでJA全農にいがた、県内の6つのJA、物流企業が中心になり梨生産者から集荷し輸出している⁽¹³⁾。そこでまず、日本における集荷から台湾での供給に至るまでの過程を整理する。日本の梨生産者は7月中旬に農林水産省と台湾の動植物防疫検疫局の検査官による生産園地の査察を受け、11月から翌年1月の間に梨花芽穂木の採取、選別、粗梱包といった作業を行う。その後、各単協が集荷し、JA全農にいがたと物流企業とともに集荷した分の検査や計量が行われる⁽¹⁴⁾。梨花芽穂木は新潟空港にある植物防疫所において輸出検疫検査を受け、検査に合格した後、台湾へ輸送される⁽¹⁵⁾。そして、台湾に到着した後、台湾の合作社により主に台

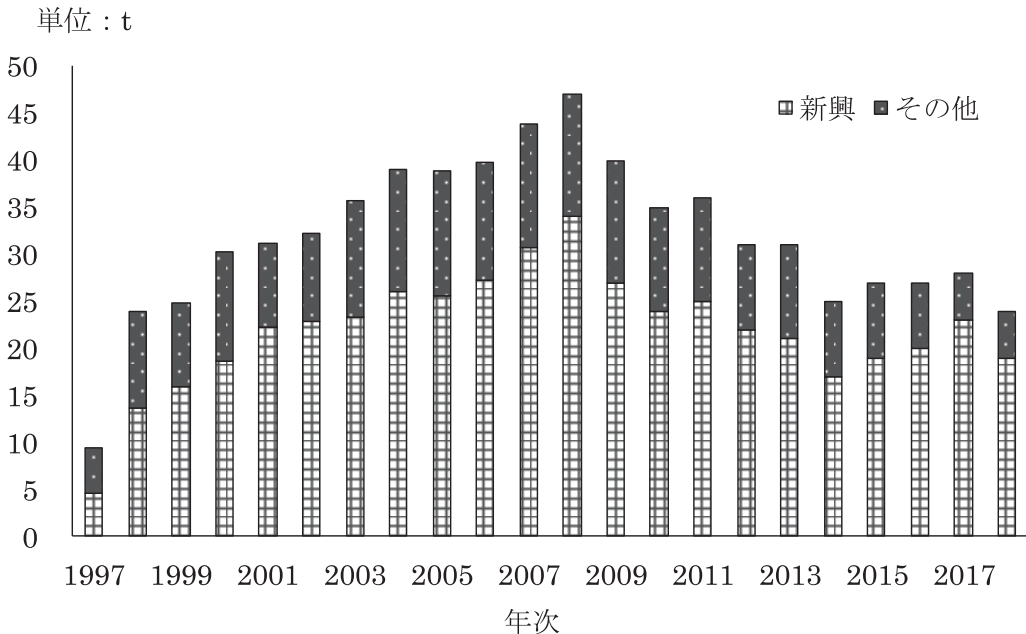


図4 JA全農にいがたを介した梨花芽穂木の輸出量の推移

註：図中の「その他」とは、豊水と幸水の合算値である。

資料：JA全農にいがた資料より作成。

中県の梨生産者に供給される。

JA全農にいがたは1997年に新潟県産梨花芽穂木の輸出に着手している。これまで輸出してきた品種は、新興、豊水、幸水の3品種である⁽¹⁶⁾。図4はJA全農にいがたを介した新潟県産梨花芽穂木の輸出量の推移を表したものである。新潟県では2008年には輸出量が47tとなっており、同年までは増加傾向を示していた。しかし、その後は徐々に減少しており、2013年は31t、2018年は24tとなっている。また、品種別にみると1997年以降、台湾側の需要に基づき一貫して新興が多い。古関（2012）では、台湾における各輸入団体の梨花芽穂木の品種別輸入量と日本の供給地についても整理されており、当初、活着率のよい幸水や果実の大きい豊水の需要が大きかったが、幸水については台湾で果実があまり大きくならなかったことから好まれなくなり、豊水を中心としつつも、豊水よりも果実が大きく、果肉が緻密で柔らかい新興の輸入に重点が置かれるようになったと指摘している。JA全農にいがたの品種別輸出量をみると、2018年は新興が19t、豊水が5tとなっている。このように幸水の輸出がない年もある一方で、新興は各年とも数量が多い。梨花芽穂木の輸出の趨勢をみていくうえで、新興の重要性は依然として大きいと言えよう。

さらに、JA全農にいがたでは、JA担当者や植物防疫所との取扱い会議を実施し、それを受けて各JAでは出荷目合わせを実施している。このようにして県内の出荷生産者に対して輸出される

梨花芽穂木の規格などを周知しているのである⁽¹⁷⁾。また、台湾側に対しても輸出業者により年間2回程度、台湾の実需者への営業活動がされているほか、JA 全農にいがたや各 JA、出荷生産者によっても2年に1回ほどの頻度で台湾の実需者に対して営業活動をしているとのことである。こうした JA 全農にいがたを中心とした産地組織によって県内の出荷生産者や台湾の実需者とのコミュニケーションが成立しており、台湾の需要の把握、需要に基づいた供給が可能になっている。

4. 日本産梨花芽穂木の輸出の意義と課題

4.1. 日本産梨花芽穂木の輸出の意義

梨花芽穂木の輸出の意義としては、①廃棄物から商材への転換と、②台湾梨生産者への生産支援の2つに集約することができる。①についてみると、日本の梨生産者にとって、輸出に着手する前は剪定により切り落とされた枝木は廃棄物であったが、輸出することにより商材になった。2018年時点で、JA 全農にいがたでは梨花芽穂木の価格を1,100～2,000円/kgで設定しており、これに基づく収益は梨生産者にとって梨の生産過程で生まれた副産物と言える⁽¹⁸⁾。特に梨花芽穂木の採取・出荷にかかる作業は11月から始まるので冬季の収入の確保にもつながる。②についてみると、台湾の特定地域の梨生産者にとって、台湾でもすでに高まってきた高品質梨への需要に対応するには梨花芽穂木が必要であり、日本の輸出はこうした生産者への支援と捉えることができる。JA 全農にいがたへのヒアリング調査によると、原発事故の発生以降においても、台湾側からの需要は減少しておらず、福島県産等の輸出がなくなったことで供給が需要に追いついていない状況が続いているとのことである。依然として衰えていない需要に対して供給できる日本国内産地は限定されていることから、一産地が果たす台湾への生産支援の意義はより一層高まっていると捉えられる。

4.2. 輸出継続にあたっての課題

4.2.1. 日本国内での産地間競争

日本国内をみれば、新潟県は栽培地での検査状況から大きなシェアをもっていると推測されるものの、産地間競争や、県内であっても競合企業による生産者と梨花芽穂木の争奪が激化している。JA 全農にいがたからも県内生産者に対して梨花芽穂木の出荷を定期的に依頼しているが、実際には必ずしも JA 全農にいがたを介して輸出されるわけではなく、他の企業を介して輸出される場合もある。台湾の需要が依然として大きいという状況を鑑みれば、今後も、台湾側に単価の引き上げを要請していき生産者の出荷のインセンティブを高めていくといった取り組みが求められるだろう。

4.2.2. 台湾における中国産との競争

日本側からみれば日本産梨花芽穂木の輸出は台湾向けにはほぼ特化されている。その一方で台湾側からみると、原発事故の発生を境に輸入構造が変化している。同事故の発生後、日本からの輸入量が減少したため、2012年から新たに中国産梨花芽穂木の輸入を認めるようになったのである⁽¹⁹⁾。この市場開放により、中国山東省からも輸入されるようになり、それまで続いていた日本産の独占が崩れることになった。表2は、台湾における梨花芽穂木の輸入の推移を表したものである。2011年まで台湾は日本からのみ輸入していたが、同年の原発事故の発生の影響もあり、2012年は原発事故発生前の2010年と比較すると輸入量は156.3tから84.5tへ、輸入額は8,141.7万台湾元から4,050.7万台湾元へとそれぞれ減少している。その後輸入された中国産の推移をみると、2018年時点までをみれば、大きな市場シェアを占めるには至っていない。2018年においても中国産の輸入量は15.5tであり12.6%を占めるのみである。ここから日本産の独占はなくなったものの、依然として日本産が大きな市場シェアを保持していることが分かる。また、1t当たりの価格をみると、2018年は日本産が49万4,819台湾元/tであるのに対し、中国産

表2 台湾における梨花芽穂木の輸入状況（単位：t、1,000台湾元、台湾元/t）

年次	輸入総量			輸入総額			1t当たりの価格	
		日本	中国		日本	中国	日本	中国
2003	117.1	117.1	-	64,734	64,734	-	552,621	-
2004	205.8	205.6	-	116,048	115,980	-	564,132	-
2005	175.3	175.3	-	93,461	93,461	-	533,216	-
2006	190.0	190.0	-	88,947	88,947	-	468,071	-
2007	139.2	139.2	-	66,430	66,430	-	477,320	-
2008	174.3	174.3	-	83,582	83,582	-	479,425	-
2009	172.6	172.6	-	90,574	90,574	-	524,765	-
2010	156.3	156.3	-	81,417	81,417	-	520,789	-
2011	108.4	108.4	-	55,216	55,216	-	509,547	-
2012	94.9	84.5	10.4	43,102	40,507	2,595	479,390	250,000
2013	137.2	125.3	11.9	60,775	57,802	2,973	461,272	250,042
2014	118.4	112.2	6.2	46,513	44,965	1,548	400,722	250,081
2015	120.3	105.3	15.0	47,139	43,386	3,753	412,179	250,033
2016	123.2	104.5	18.7	48,895	44,220	4,675	422,996	250,000
2017	122.2	106.6	15.7	52,472	48,549	3,923	455,645	250,032
2018	123.4	107.9	15.5	57,266	53,391	3,875	494,819	250,000

註：本表の数値は、財政部関務署「海関進出口統計」の貨品分類における「梨、未長根挿穂及裔芽(06021010)」を抽出したものである。

資料：財政部関務署「海関進出口統計」(<http://portal.sw.nat.gov.tw/APGA/GA30>)より作成。(2019年10月21日参照)

は25万0,000台湾元/tと両者には2倍に近い価格差がある。日本産農林水産物の輸出にあたってはこれまでも輸出先市場において他国産品と比較して高価格になり価格競争で不利になる、または高付加価値による高価格の妥当性が論じられてきた。2012年以降、中国産が輸入されたことで、改めて日本産梨花芽穂木も高価格であることが示された。今後、日本産の輸出継続と現在の輸出货量・金額の規模の維持を図る上では、日本産と中国産の競合実態、中国産の品質にも注目していく必要がある。

5. おわりに

本稿では、台湾で梨花芽穂木の需要が生まれる要因を踏まえたうえで、輸出にかかる産地対応の課題について考察した。原発事故の発生により台湾が講じた規制措置をみると、台湾向け梨花芽穂木の輸出では依然として産地ごとで輸出の許可不許可が分かれている。同事故の発生後では輸出できる産地が限定され、現在輸出できる個々の産地の取り組みが輸出全体に与える影響は大きくなったと推測される。その中で、本稿で事例とした新潟県では、これまで台湾への需要が特に大きい新興を中心とした輸出を維持するため、県内梨生産者に対して出荷するよう促す一方で、台湾に対しても現状の把握のためのコミュニケーションを継続している。需要過多の状況下ではとりわけ前者の取り組みの意義は大きいと言える。

最後に、梨花芽穂木の輸出継続の可能性を検討するうえでの残された課題について3点指摘したい。

1点目は、日本の梨生産者における出荷先の選択の実態である。本稿で言及したのはJA全農にいがたが把握している範囲のものである。これまでJA全農にいがたなどが中心となり輸出にかかる生産園地の検査を実施してきたが、輸出される新潟県産梨花芽穂木を集荷しているのはJA全農にいがただけではないことから、梨生産者の出荷先の選択についても検討する必要がある。このことで、輸出において大きなシェアをもってきた新潟県産がどのようなチャネルを通じて台湾のどの地域の梨生産者に供給されているのかという全体像を把握することが可能になる。

2点目は日本国内における産地間競争である。農林水産分野での日本産品の輸出では、複数の産地がそれぞれ同一品目を輸出するというのも珍しくなく、梨花芽穂木でも同じ状況がみられる。鳥取県なども台湾に向けて梨花芽穂木を輸出しており、輸出の継続にはこうした他産地との取扱価格の比較、台湾域内での供給先の競合実態を把握することも重要になる。

3点目は、台湾市場における中国産梨花芽穂木との競争である。中国からの梨花芽穂木の輸入も開始され、2018年時点では依然として日本産が大きなシェアを占めているものの、今後は日本産と中国産との競合実態についても、台湾の梨生産者の選択要因や生産状況とあわせて明らかにしていく必要があるだろう。中国産梨花芽穂木は日本産と比較して低価格であり、梨生産者が価格を重視した場合、中国産の需要が高まることも考えられるからである。

以上の点については、今後の日台両地域での調査の中で別途検討したい。

註

- (1) 外需の獲得を図る場合、日本からの輸出の他にも海外直接投資がある。工場生産が可能な食品製造業だけでなく、農業分野でも一部の主体が現地法人を設立させ、農地の集積を通じて、現地生産をすすめてきた。しかし、一次産品の場合、農地をどのように集積するのかということや、日本が育成した優良品種の海外流出の可能性といった課題も含まれることから、最終消費財の輸出という手段は今後求められる。
- (2) 特に輸出先に注目すれば、農林水産省「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」では、日本食材の浸透度に基づき、定着市場、有望市場、制約市場、開拓市場の4つに分類している。
- (3) 最終消費財である梨の輸出に焦点を当てた研究成果としては、梨の輸出の背景を明らかにした池田(1991)、輸出量減少下での産地のマーケティング戦略について言及している李・白武(2006)、梨の輸出に関する産地の対応と生産者への経済的影響に明らかにした李・白武(2007)、台湾向け梨の輸出にかかる産地組織の品質管理の課題について明らかにした佐藤(2013)、二十世紀梨の輸出で長い歴史をもつ鳥取県の現状を整理した横田(2006)などがあり、攻めの農政への転換以前から成果が蓄積されてきた。
- (4) 新興の場合は12 cm以上と規定されている。また、55 cm以上のものについては中間で分割する。
- (5) 統計の制約上、梨花芽穂木のみの数値を抽出することはできない。そのため、本稿では、根を有しない挿穂及び接ぎ穂の分類で輸出動向を整理する。
- (6) 各品種でそれぞれ単価を抽出できる年から平均値を算出すると、横山梨 26.7 台湾元/kg、新興 49.0 台湾元/kg、新世紀 70.7 台湾元/kg、豊水 72.2 台湾元/kg、幸水 88.2 台湾元/kg となる。
- (7) 斎藤・陳(1984)による。
- (8) 当初から輸出していたのは福島県や鳥取県などであった。
- (9) 財務省「貿易統計」によると、梨の輸出額は2018年時点で香港が6.0億円(輸出総額の60.1%)、台湾が2.6億円(輸出総額の26.4%)となっている。なおこの数値は、統計品目番号0808.30-000で抽出したものである。(2019年10月15日参照)
- (10) 「梨接ぎ穂輸入検疫作業辦法」では、梨花芽穂木の輸出にかかる申請書類、新たな産地で梨花芽穂木を輸出する場合の手順、各国政府の植物防疫検疫機関によって特定病害虫の防除が指導され特定病害虫が発生する危険性がないことや防除に関して記録することといった輸入検疫条件の内容、輸出国の産地における輸出検疫検査の手順、輸入検疫検査の手順などについて規定されている。
- (11) 梨花芽穂木の採取期間中は、日本の植物防疫検疫機関が採取、集荷、冷蔵の各段階で検査することになっている。
- (12) この図で示されているのは、栽培地検査における合格本数であるため、実際に輸出される本数ではない。しかし、輸出するためには栽培地検査で合格する必要があるため、本稿ではこの数値を採用する。
- (13) JA全農にいがたは県内で生産された幸水、豊水、新高、新興、あきづきといった品種の梨も輸出しており、2018年時点で輸出量は1.6tとなっている。しかし、輸出先は香港であり、梨花芽穂木との競合はない。
- (14) 集荷された梨花芽穂木は各単協の果実保管用の冷蔵倉庫で保管される場合もある。
- (15) 新潟県では、梨花芽穂木の輸送手段として航空輸送を選択している。これは、日本からの出荷時期と台湾で接ぎ木をする時期がほぼ重なっており、迅速性が求められるためである。
- (16) 3品種の中で、幸水のみ2004年に輸出が開始されている。これら3品種以外については、台湾において味や玉太りといった面での課題があり輸出されていない。
- (17) 新潟県の梨花芽穂木の出荷生産者は2016年が298人、2018年が280人となっている。なお、この数値は、台湾へ輸出するために必要な登録認可を受けた生産者数であり、実出荷者数ではない。

佐藤：日本産梨花芽穂木の台湾への輸出にかかる出荷産地の変動と産地組織の取り組み

(18) この価格は参考価格であり、実際には規格や品種により異なる。

(19) 張（2014）では、日本産と中国産の輸入過程の差異が整理されている。

参考文献

- 池田勇治（1991）「二十世紀なし輸出の背景と課題」東京農業大学農業経済学会『農村研究』、第 72 号、pp.48-58.
- 古関喜之（2012）「台湾における寄接ぎナシ栽培の展開と生産地域の課題」『地域学研究』、25 号、pp.53-78.
- 李錦東・白武義治（2006）「輸出を続ける二十世紀梨の輸出システムと産地の対応 -JA 全農ととり 2 支所梨選果場を事例に-」『農業経済論集』、第 56 巻第 2 号、pp.1-12.
- 李錦東・白武義治（2007）「二十世紀梨の輸出動向と産地の対応 -鳥取県梨産地を事例に-」『システム農学』、23 巻 1 号、pp.57-70.
- （財）中央果実基金（1998）『台湾における落葉果樹の生産・流通事情調査報告書（りんご、もも、なし及びぶどう）』（財）中央果実基金情報部
- 斎藤功・陳憲明（1984）「台湾中央山地における温帯落葉樹・高冷地蔬菜栽培の発展」『筑波大学人文地理学研究』、第 8 巻、pp.140-180.
- 佐藤敦信（2013）『日本産農産物の対台湾輸出と制度への対応』農林統計出版.
- 張雅玲（2014）「進口梨穗供應鏈模式与産業未来展望」『農政与農情』、第 269 期.
<https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2502222>（2019 年 2 月 4 日参照）
- 横田洋之（2006）『「鳥取二十世紀梨」輸出の現状』21 世紀政策研究所.
<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/061211.pdf>（2019 年 9 月 14 日参照）

2019 年 12 月 15 日受理